

平成 30 年度

財政援助団体監査結果報告書

(明治団地自治会、ニュータウン石森自治会、
泉ヶ丘自治会環境整備会、高坂七区二丁目自治会)

いわき市監査委員

いわき市議会議長 菅 波 健 様
いわき市長 清 水 敏 男 様

いわき市監査委員 小 野 益 生
同 佐 藤 博
同 阿 部 秀 文
同 小 野 茂

財政援助団体監査の結果に関する報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査をいわき市監査基準に基づき執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

1 監査の対象年度 平成29年度

2 監査の対象及び実施日

- | | |
|-----------|--------------------|
| (1) 補助事業者 | 明治団地自治会 |
| ア 補助金名 | いわき市防犯灯LED化促進事業補助金 |
| イ 所管部局 | 市民協働部 市民生活課 |
| ウ 実施日 | 平成30年11月5日 |
| (2) 補助事業者 | ニュータウン石森自治会 |
| ア 補助金名 | いわき市防犯灯LED化促進事業補助金 |
| イ 所管部局 | 市民協働部 市民生活課 |
| ウ 実施日 | 平成30年11月5日 |
| (3) 補助事業者 | 泉ヶ丘自治会環境整備会 |
| ア 補助金名 | いわき市防犯灯LED化促進事業補助金 |
| イ 所管部局 | 市民協働部 市民生活課 |
| ウ 実施日 | 平成30年11月7日 |
| (4) 補助事業者 | 高坂七区二丁目自治会 |
| ア 補助金名 | いわき市地域集会施設整備費補助金 |
| イ 所管部局 | 市民協働部 地域振興課 |
| ウ 実施日 | 平成30年11月7日 |

3 監査の主な着眼点

- (1) 所管部局関係
- ア 補助金の決定は法令等に適合しているか。
 - イ 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
 - ウ 補助金に関する条件の内容は明確か。
 - エ 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
 - オ 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。

- カ 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- キ 補助金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

(2) 団体関係

- ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金の交付申請書、実績報告等は符合するか。
- イ 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
- エ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- オ 補助金に係る収支の会計経理は適正か。
- カ 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- キ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。
- ク 財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。

4 監査の方法

現地に赴き、各団体の責任者等の立会いのもと、事業の概要について説明を受けるとともに、関係書類や諸帳簿等の内容を調査し、必要に応じて関係職員に質問する等の手法により監査した。

5 監査の結果

各補助金とも、所管部局においては規則等に基づきおおむね適正に交付されており、また、財政援助団体においては、補助金の交付の目的及び事業計画に基づきおおむね適正に執行されていると認められたが、一部に改善を要する事項が認められたので、適正に事務処理されたい。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、監査執行の際、口頭で留意又は改善を促した。

財政援助団体ごとの補助事業の概要及び監査結果については、後述のとおりである。

【補助事業の概要及び監査結果】

1 補助事業者 明治団地自治会

(1) 補助金の名称 いわき市防犯灯LED化促進事業補助金〔切替分〕

(2) 事業概要

ア 目的 夜間における犯罪の防止及び通行の安全を図ることを目的に設置している防犯灯のLED化を促進するため、既存防犯灯をLED防犯灯に改修する事業を実施する自治会等に対し補助金を交付する。

イ 施設概要 自治会保有防犯灯 196灯
LED化切替灯数 196灯

(3) 決算状況

		収支決算書		(単位：円)
科 目		予算額	決算額	
収入の部	市補助金	3,136,000	3,136,000	
	自主財源	1,760,000	2,102,000	
	計	4,896,000	5,238,000	
支出の部	工事代金	4,896,000	5,238,000	
	計	4,896,000	5,238,000	

(4) 補助金の支出根拠法令等

地方自治法第232条の2

いわき市補助金等交付規則

いわき市防犯灯LED化促進事業補助金交付要綱

(5) 所管部局 市民協働部 市民生活課

(6) 補助金の算定及び交付状況

ア 補助金の算定

いわき市防犯灯LED化促進事業補助金交付要綱に基づき、1灯あたりの補助金額の上限額(16,000円)と補助対象切替灯数(196灯)により算出した金額(3,136,000円)とされていることを確認した。

イ 補助金の交付状況

市補助金 3,136,000円は、平成29年9月28日に交付され、同日に収入されていることを確認した。

(7) 監査の結果

交付された補助金は目的に沿って執行されており、出納その他の事務処理についても、おおむね適正に処理されているものと認められたが、一部に改善を要する事項が認められたので、適正な事務処理をされたい。

【是正改善を要する事項】

施工業者に対し、支払予定額による領収書を発行させていた。

(明治団地自治会)

※ LED型防犯灯への切替え事業において、補助事業等実績報告書の提出にあたり、施工業者に対し、請求金額の一部を支払った時点で、請求金額の全部（総支払予定額）での領収書を発行させていた。

2 補助事業者 ニュータウン石森自治会

(1) 補助金の名称 いわき市防犯灯LED化促進事業補助金〔切替分〕

(2) 事業概要

ア 目的 夜間における犯罪の防止及び通行の安全を図ることを目的に設置している防犯灯のLED化を促進するため、既存防犯灯をLED防犯灯に改修する事業を実施する自治会等に対し補助金を交付する。

イ 施設概要 自治会保有防犯灯 139灯
LED化切替灯数 132灯

(3) 決算状況

収支決算書 (単位：円)

科 目		予算額	決算額
収入の部	市補助金	2,112,000	2,112,000
	自主財源	311,520	311,520
	計	2,423,520	2,423,520
支出の部	工事代金	2,423,520	2,423,520
	計	2,423,520	2,423,520

(4) 補助金の支出根拠法令等

地方自治法第232条の2

いわき市補助金等交付規則

いわき市防犯灯LED化促進事業補助金交付要綱

(5) 所管部局 市民協働部 市民生活課

(6) 補助金の算定及び交付状況

ア 補助金の算定

いわき市防犯灯LED化促進事業補助金交付要綱に基づき、1灯あたりの補助金額の上限額(16,000円)と補助対象切替灯数(132灯)により算出した金額(2,112,000円)とされていることを確認した。

イ 補助金の交付状況

市補助金 2,112,000円は、平成29年10月26日に交付され、同日に収入されていることを確認した。

(7) 監査の結果

交付された補助金は目的に沿って執行されており、出納その他の事務処理についても、おおむね適正に処理されているものと認められた。

3 補助事業者 泉ヶ丘自治会環境整備会

(1) 補助金の名称 いわき市防犯灯LED化促進事業補助金〔遡及分〕

(2) 事業概要

ア 目的 夜間における犯罪の防止及び通行の安全を図ることを目的に設置している防犯灯のLED化を促進するため、既存防犯灯をLED防犯灯に改修する事業を実施する自治会等に対し補助金を交付する。

ただし、平成29年度に限り、平成23年3月11日から平成29年3月31日までに着手し、又は完了した事業についても対象とする。

イ 施設概要 自治会保有防犯灯 480灯
LED化切替灯数 462灯（平成25～27年度実施分）

(3) 決算状況

科 目		予算額	決算額
収入の部	市補助金	0	2,310,000
	自主財源	16,920,732	14,605,188
	計	16,920,732	16,915,188
支出の部	工事代金	16,920,732	16,915,188
	計	16,920,732	16,915,188

(4) 補助金の支出根拠法令等

地方自治法第232条の2

いわき市補助金等交付規則

いわき市防犯灯LED化促進事業補助金交付要綱

(5) 所管部局 市民協働部 市民生活課

(6) 補助金の算定及び交付状況

ア 補助金の算定

いわき市防犯灯LED化促進事業補助金交付要綱に基づき、遡及分に対する1灯あたりの補助金額の上限額（5,000円）と補助対象切替灯数（462灯）により算出した金額（2,310,000円）とされていることを確認した。

イ 補助金の交付状況

市補助金 2,310,000円は、平成29年11月9日に交付され、同日に収入されていることを確認した。

(7) 監査の結果

交付された補助金は目的に沿って執行されており、出納その他の事務処理についても、おおむね適正に処理されているものと認められた。

4 補助事業者 高坂七区二丁目自治会

(1) 補助金の名称 いわき市地域集会施設整備費補助金

(2) 事業概要

ア 目的 住民福祉の振興及び地域住民の連帯意識と福祉の向上に寄与するため、地域集会所の新設、増築又は修繕を行う自治会等に対し、事業費の一部を補助する。

イ 施設名 高坂七区二丁目集会所
いわき市内郷高坂町二丁目134番地

ウ 構造等 木造平屋建 延床面積 92.74㎡

(3) 決算状況

収支決算書 (単位：円)

科 目		予算額	決算額
収入の部	市補助金	6,028,000	6,028,000
	自主財源	7,451,761	7,422,221
	計	13,479,761	13,450,221
支出の部	建築工事費	13,479,761	13,450,221
	計	13,479,761	13,450,221

(4) 補助金の支出根拠法令等

地方自治法第232条の2

いわき市補助金等交付規則

いわき市地域集会施設整備費補助金交付要綱

(5) 所管部局 市民協働部 地域振興課

(6) 補助金の算定及び交付状況

ア 補助金の算定

いわき市地域集会施設整備費補助金交付要綱に基づき、地域世帯数に応じた補助限度延べ面積(116㎡)及び補助限度額(7,540,000円)の範囲内で、1㎡当たり130,000円として算出した額の2分の1以内の額(6,028,000円)とされていることを確認した。

イ 補助金の交付状況

市補助金 6,028,000円は、平成29年11月30日に交付され、同日に収入されていることを確認した。

(7) 監査の結果

交付された補助金は目的に沿って執行されており、出納その他の事務処理についても、おおむね適正に処理されているものと認められた。